行

## 第1条から第17条 略

第1条から第17条 略

(制限の緩和)

- 第 18 条 令第 129 条の2第2項に規定する階避難安全性能を有する興 行場等の階については、第13条第2項、第14条第1項及び第2項第 1号並びに前条第1項から第4項までの規定は、適用しない。
- 2 令第 129 条の2の2第2項に規定する全館避難安全性能(以下「全 2 令第 129 条の2第3項 に規定する全館避難安全性能(以下「全 館避難安全性能」という。)を有する興行場等については、第13条、 第 14 条第1項及び第2項第1号並びに前条第1項から第6項までの 規定は、適用しない。
- 3 興行場等で、当該興行場等が次の各号のいずれにも該当することに ついて知事が別に定める団体が行う総合的な評定により確かめられた もので、かつ、特定行政庁が安全上、防火上及び避難上支障がないと 認めるものについては、第13条から第15条まで及び前条の規定は、 適用しない。
  - (1) 当該興行場等の構造等に応じた安全上、防火上及び避難上の総 合的な配慮がなされたことにより全館避難安全性能と同等以上の性 能を有すること。
  - (2) 当該興行場等の構造等の維持保全等の実施体制の整備その他の 安全上、防火上及び避難上の適切な措置が講じられていること。

(自動車車庫等の位置)

- 第 19 条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場(以下 第 19 条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場(以下 「自動車車庫等」という。) は、次の各号のいずれかに該当する道路又 は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。 ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定 する緊急自動車のための自動車車庫は、この限りでない。
  - (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点若しくは曲り角から7メートル以内の場所又は縦 断勾配が 12 パーセントを超える坂道
- (3) 小学校 特別支 援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、公園又は児童遊園の 主な出入口から10メートル以内の道路
- (4) 前3号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの 2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項第1号の規定によらず 2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項第1号の規定によらず に建築することができる。

(制限の緩和)

第 18 条 令第 129 条第 2 項 に規定する階避難安全性能を有する興 行場等の階については、第13条第2項、第14条第1項及び第2項第 1号並びに前条第1項から第4項までの規定は、適用しない。

改正案

- 館避難安全性能」という。)を有する興行場等については、第13条、 第 14 条第1項及び第2項第1号並びに前条第1項から第6項までの 規定は、適用しない。
- 興行場等で、当該興行場等が次の各号のいずれにも該当することに ついて知事が別に定める団体が行う総合的な評定により確かめられた もので、かつ、特定行政庁が安全上、防火上及び避難上支障がないと 認めるものについては、第13条から第15条まで及び前条の規定は、 適用しない。
- (1) 当該興行場等の構造等に応じた安全上、防火上及び避難上の総 合的な配慮がなされたことにより全館避難安全性能と同等以上の性 能を有すること。
- (2) 当該興行場等の構造等の維持保全等の実施体制の整備その他の 安全上、防火上及び避難上の適切な措置が講じられていること。

(自動車車庫等の位置)

- 「自動車車庫等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する道路又 は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。 ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定 する緊急自動車のための自動車車庫は、この限りでない。
- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点若しくは曲り角から7メートル以内の場所又は縦 断勾配が12パーセントを超える坂道
- (3) 小学校、義務教育学校(前期課程に係るものに限る。)、特別支 援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、公園又は児童遊園の 主な出入口から10メートル以内の道路
- (4) 前3号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの
- に建築することができる。

- (1) 自動車車庫等の床面積の合計が 50 平方メートルを超え 150 平 方メートル以下で幅員 4 メートル以上の道路に接するもの
- (2) 自動車車庫等の床面積の合計が 150 平方メートルを超え 300 平 方メートル以下で幅員 5 メートル以上の道路に接するもの
- 第19条の2から第26条 略

- (1) 自動車車庫等の床面積の合計が50平方メートルを超え150平方メートル以下で幅員4メートル以上の道路に接するもの
- (2) 自動車車庫等の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以下で幅員5メートル以上の道路に接するもの

第19条の2から第26条 略

## 第 18 条

公布日 平成28年3月25日

施行日 平成28年6月1日

改正理由 建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)の一部の施行等による建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)の一部 改正に伴い、その条項ずれがあったため、所要の規定整備を行う。

## 第 19 条

公布日 平成28年3月25日

施行日 平成28年4月1日

改正理由 学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの教育を一貫 して行う「義務教育学校」が新たな学校種として学校教育法第1条に位置付けられたことに伴い、小学校の主な出入口に近接して自動車車 庫等の出入口を設けることを制限している本条を改正し、同基準が適用されるものして「義務教育学校(前期課程に係るものに限る。)」を 追加する。